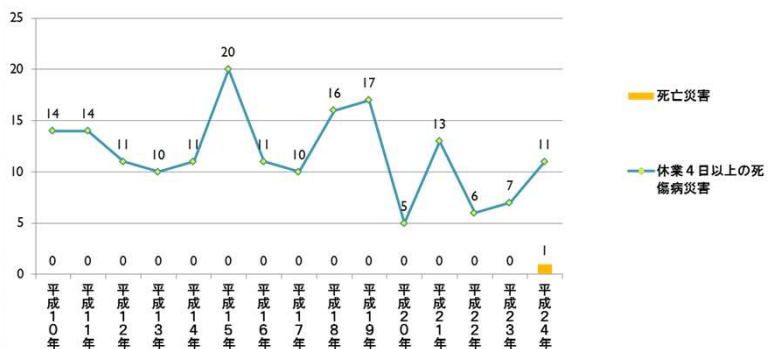


道路貨物運送業における 安全衛生管理

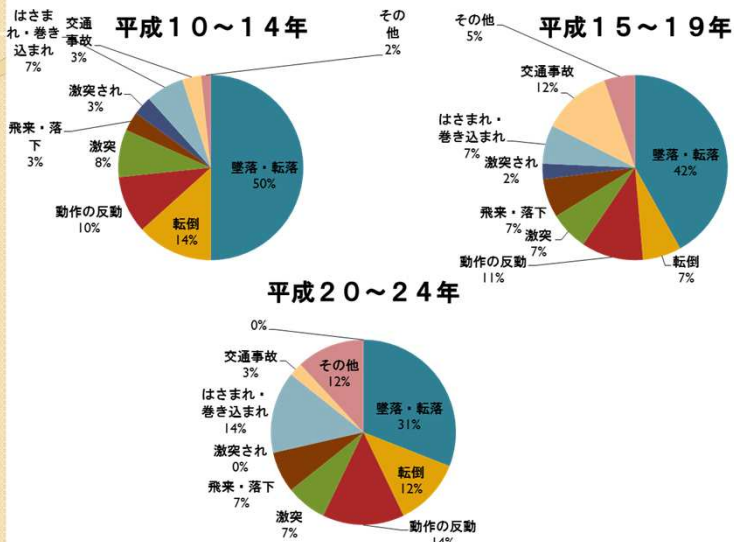
平成25年7月12日
宇和島労働基準監督署

1 労働災害の発生状況（道路貨物運送業）

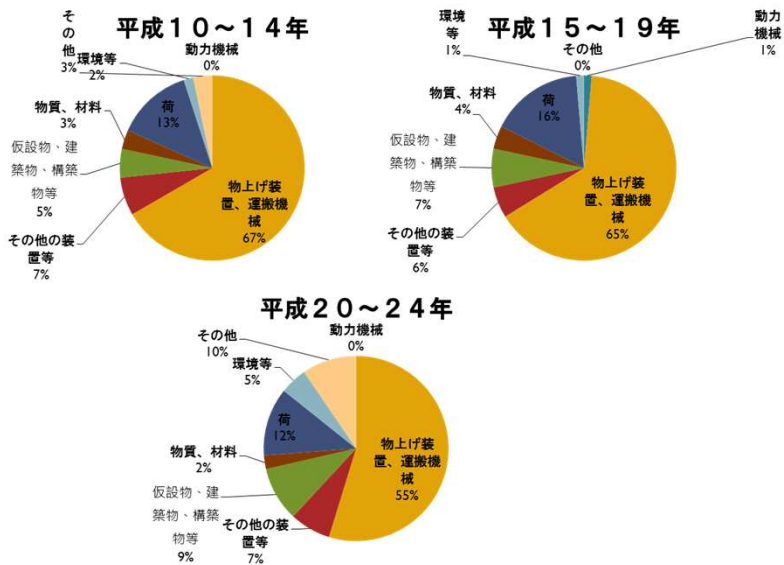
道路貨物運送業の労働災害発生状況（宇和島管内）



(1) 事故の型別



(2) 起因物別



* 労働災害防止への取り組み

荷役作業時の労働災害の防止

～「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」～

- イ) 墜落・転落災害、転倒災害の防止
- ロ) フォークリフトによる労働災害の防止
- ハ) 腰痛予防対策

交通労働災害の防止

- イ) 過重労働による健康障害の防止

2 荷役作業時における労働災害の防止

～「陸上貨物運送事業における
荷役作業の安全対策ガイドライン」～

(1) 基本的な対策

荷役作業の有無の確認

- ・ 荷主先で荷役作業を行う必要があるか。
- ・ 事前確認のない荷役作業は行わせない!

作業内容に応じた安全衛生対策

- ・ 荷役作業の内容に応じ、適切な対策を。

服装、保護具

- ・作業内容、作業環境に応じたものを使用。
 - ・保護帽（ヘルメット）、安全靴等の着用。
- * 指示だけでなく、実際に着用しているか確認！
一度の確認で足りない場合、複数回確認！！

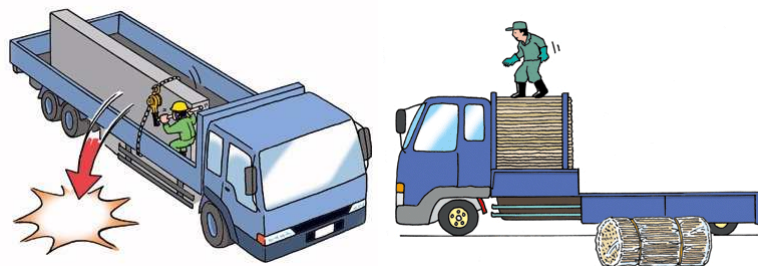
安全な作業環境の保持

- ・作業場所の広さの確保。
- ・作業場所の照度（明るさ）の改善。

不安全作業の排除

- ・荷主先において不安全な荷役作業を求められた場合、報告させ、荷主等に改善を求める。
- * 事業者、荷主双方の責任問題となる可能性も。**

(2) 墜落・転落災害、転倒災害の防止



「荷役作業時の労働災害を防止しましょう～荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～」を参考に

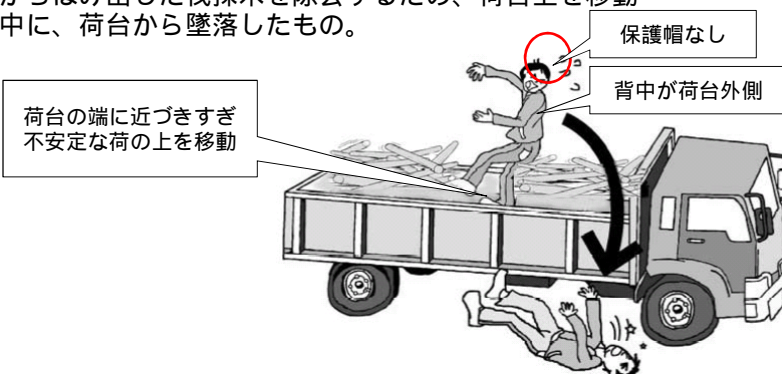
荷役作業時における墜落・転落災害の特徴

- ・作業内容は、荷の積み卸し作業中が最多。
- ・墜落災害は、トラックの荷台からの墜落が最多。
- ・作業手順書は、あまり作成されていなかった。
- ・保護帽（ヘルメット）を着用していない事例も。
- ・墜落した高さは、2 m未満の低い位置からが多い。
- ・荷台等の上を後ずさりして墜落したものが多かった。

事例検討（荷の積み卸し作業）

【災害発生状況】

トラックの荷台に、伐採木を積み込む作業中、荷台からはみ出した伐採木を除去するため、荷台上を移動中に、荷台から墜落したもの。



【災害防止対策のポイント】

不安定な荷の上はできるだけ移動せず、いったん荷台から降りて地面を移動する。

もちろん、荷台から降りる時の転倒災害には、十分注意。

* 最大積載量5トン以上の貨物自動車に、荷を積み卸す作業を行う場合は、床面と荷の上面との間を安全に昇降するための昇降設備を設けなければなりません。

(安衛則第151条の67)

荷や荷台の上ではできるだけ作業せず、地上で作業を行う。

ラベル貼り作業等、荷台上で行う必要のない作業は、地上で済ませておく。

荷や荷台上で作業を行わなければならない場合、親綱等の安全带取付け設備がある時は、安全带を使用。

荷の積み卸し作業時には、安全带を携行させる。

安全な立ち位置を確保する。

フォークリフト等での荷の積み卸しの場合は荷の作業範囲内に入らない。また、フォークリフト等の運転者の視界に入る立ち位置を確保。

基本的な姿勢として、背を荷台外側に向けないようにし、荷台外側に後ずさりしないようにする。

雨天時等、作業床面が滑りやすくなっている場合、耐滑性のある靴を使用。

JIS適合品は「F」マークが表示。

逸走防止のため、輪止め等の措置を講じること。

あおりを立てる場合は、必ず固定する。

作業手順書を作成し、作業手順書に沿った作業を行う。

- *一の荷の重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み卸す作業を行う場合は、「作業指揮者」を定め、作業手順等の決定、器具等の不良品を取り除くこと等を行わせなければなりません。（安衛則第151条の70）

墜落防止用の保護帽を必ず着用する。

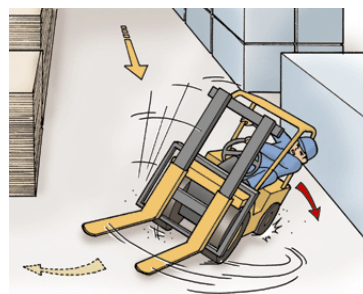
- *最大積載量5トン以上の貨物自動車に、荷を積み卸す作業を行う場合は、墜落防止用の保護帽を着用させなければなりません。（安衛則第151条の74）
- ・墜落防止用の保護帽は「衝撃吸収ライナー（発砲スチロール等）」の入ったものを使用。

最大積載量にかかわらず、

ヘルメットの着用

を、確実にお願いします。

（3）フォークリフトによる労働災害の防止対策



事例検討（フォークリフトの用途外使用）

【災害発生状況】

タイヤの出庫・整理作業中、タイヤの荷崩れを手直しするため、フォークリフトのフォークにパレットを差し込み、この上に乗って整理作業を行っていたところ、タイヤが崩れ、被災者はタイヤとともに墜落した。

フォーク上のパレットは、地上3m以上の高さにあった。



フォークリフトを労働者の昇降に使用している。
(用途外使用)

【災害防止対策のポイント】

イ) フォークリフトのパレットの上に乗っての作業は行わず、架台等を使用すること。

* フォークリフト等の車両系荷役運搬機械を荷のつり上げ、労働者の昇降等車両系荷役運搬機械の主たる用途以外の用途に使用することは、原則禁止されています。

(安衛則第151条の14)

やむを得ずパレット上で作業を行わせる場合は、安全帯の使用(もちろん、安全帯を取り付けられる設備も必要)、手すり等墜落防止設備が設けられたパレットの使用等、労働者に危険を及ぼすおそれのない措置が必要。

ロ) 高所におけるタイヤの荷崩れを手直しする作業について、作業手順書を作成、整備し、関係労働者に周知徹底させる。

事例検討（フォークリフトの無資格運転）

【災害発生状況】

資材置場に停めてあったフォークリフトを他の場所に移動させるため、被災者が運転したところ、フォークリフトが横転し、被災した。

被災者はフォークリフトの運転業務に係る法定の資格を持っておらず、また、フォークリフトの定期自主検査が行われていなかった。

フォークリフトのキーは挿入されたままであった。



【災害防止対策のポイント】

イ) 最大荷重 1 トン以上のフォークリフトの運転の業務には、フォークリフト運転技能講習修了証等法定の資格を持つ者を就かせること。

- ・ **最大荷重 1 トン以上**のフォークリフトの運転業務は、法定の資格（**フォークリフト運転技能講習修了証**等）を有する者でなければ、当該業務に就かせてはなりません。
（安衛法第 6 1 条第 1 項、安衛令第 2 0 条第 1 1 号）
- ・ 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転業務は、上記法定の資格又は特別教育を修了したものに Rowe せることとされています（安衛則第 3 6 条第 5 号）。

*** 資格者名簿を作成し、
無資格者の就労を禁止させる！**

ロ) 作業開始前点検、法定検査の実施

- ・フォークリフトについて、作業開始前点検、月例・年次検査等法定の定期自主検査を実施すること。
(安衛則第151条の21～25)

ハ) 適切なキーの保管

- ・フォークリフトのキーについて、無資格者が安易に運転することとならないよう、必ずキーを抜き、確実に保管すること。

*** キーの差しっ放しは、
無資格就労を招きます！**

(4) 腰痛予防対策

一般的な腰痛の予防対策

イ) 作業管理

自動化、省力化

- ・作業の自動化、機械化を図る。

作業姿勢、動作

- ・中腰、ひねり、前かがみ、後ろを向いて体を反らす等不自然な姿勢をなるべく取らない。

作業の実施体制

- ・作業員数、作業内容等の適切な割当て。
無理に1人作業となっていないか。

作業標準

- ・作業時間・量、作業方法等を示す。
- ・作業標準の定期的な見直し。

休憩、作業の組合せ

- ・休憩中は、姿勢を変える。
- ・他の作業と組合せ、不自然な姿勢の作業を連続させない。

靴、服装

- ・腰部への負担を伴う作業時にはハイヒール、サンダルを使用しない。
- ・腰部保護ベルトは、効果を確認してから使用の適否を判断（個人により効果が異なるため。）。

ロ）作業環境管理**温度**

- ・寒冷ばく露は、腰痛の発症の原因の一つ。
- ・寒い所では、防寒衣の着用、暖房設備の設置など。

照明

- ・作業場所、通路、階段等で、足もとや周囲の安全が確認できる照度（明るさ）を保つ。

作業床面

- ・できるだけ凸凹、段差を無くすように。
- ・床面は、滑りにくく、弾力性があり、衝撃に強いものに。

作業空間

- ・作業場、事務所、通路などは十分な広さを確保。

設備の配置等

- ・作業者に合わせて、適切な作業位置、作業姿勢、高さ、幅が確保できるように。

振動

- ・車両運転等による長時間振動ばく露の軽減対策。

八) 健康管理**健康診断**

- ・法定の期間以内ごとに1回。

腰痛予防体操の実施

- ・作業開始前、作業中、作業終了時等。

職場復帰時の措置

- ・産業医等の意見を十分尊重。
- ・作業者が復帰時に抱く不安を解消させる。

車両運転等の腰痛の予防対策**(1) 腰痛の発生要因の把握**

- 「作業姿勢・動作」
- 「振動ばく露及びばく露時間」
- 「座席及び操作装置等の配置」...

(2) リスクの評価

- ・腰痛の発生要因ごとにリスクを見積もる。
要因ごとに...
「高い」、「中程度」、「低い」
などの評価を行い、順位付けする。

(3) リスクの回避・低減措置の検討及び実施

イ) 運転座席の改善

- ・作業開始前に、座席の座面角度、背もたれ角度、座席の位置等の適正な調整を行わせること。
- ・クッション等を用いて振動の軽減に努めること。

ロ) 運転時間の管理

- ・適宜、小休止・休息を取らせること。
- ・小休止・休息の際は、車両から降りてストレッチ等軽い運動をし、筋収縮による疲労の回復を図らせること。

ハ) 荷物の積み卸し作業

- ・長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及び作業前体操を行った後に行わせること。

ニ) 構内作業場の環境の改善

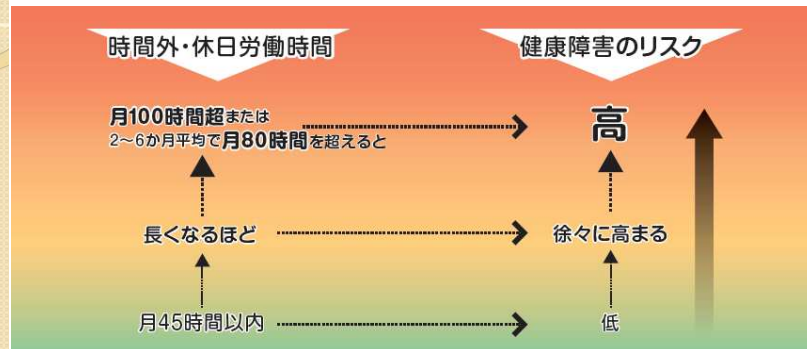
- ・床面の凹凸を無くす(転倒災害の防止)。
- ・フォークリフト等荷の運搬に当たっては、車両の運行経路をできるだけ単純化する。

ホ) 服装、保護具

- ・動きやすい作業服、滑りにくい靴の使用。
- ・(効果を確認した上で)腰部保護ベルトの使用。

3 交通労働災害の防止

～ 過重労働による健康障害の防止 ～



1か月の時間外・休日労働時間数 = 1か月の総労働時間数 - (計算期間1か月間の総暦日数 / 7) × 40
 1か月の総労働時間数 = 労働時間数(所定労働時間数) + 延長時間数(時間外労働時間数) + 休日労働時間数

* 時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行うこと。
 例) 賃金締切日とする。

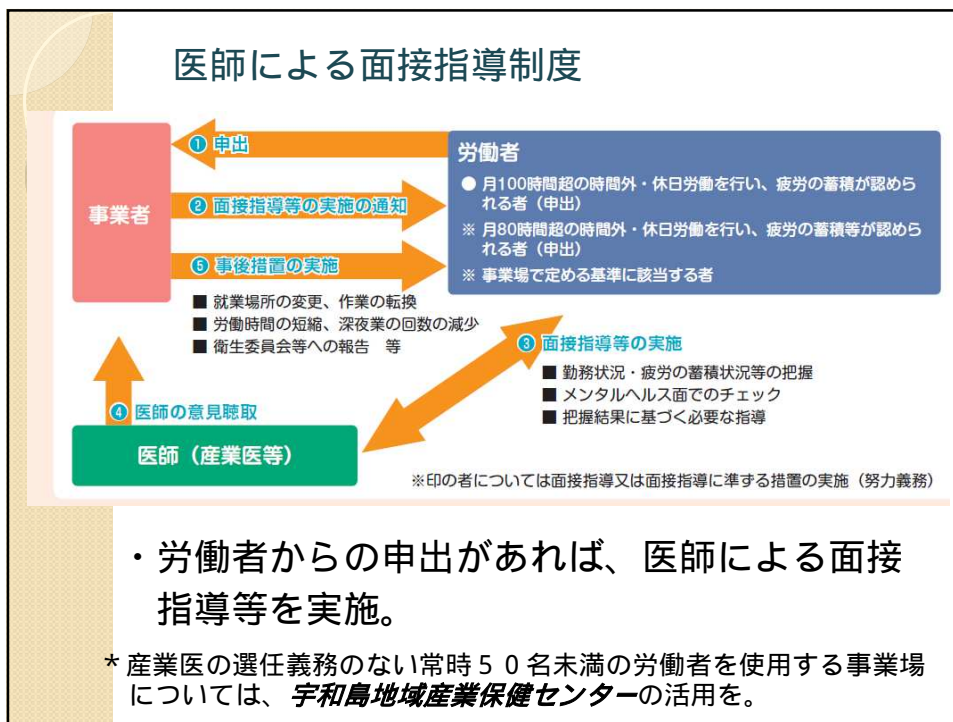
労働時間の適正な把握

労働時間を適正に管理するため、
 「労働日ごとの、始業・終業時刻」
 を確認、記録すること。

健康診断の確実な実施

1年以内に1回(常時深夜業に従事する場合は
 6月以内に1回)、定期健康診断を実施。
 ・異常の所見のあった者については、
 医師の意見聴取、必要な事後措置
 を講じること。

* 産業医の選任義務のない常時50名未満の労働者を使用する事業場については、宇和島地域産業保健センターの活用を。



最後に

- ・ リスクアセスメントの実施
- ・ 熱中症予防対策
- ・ 受動喫煙防止対策
- ・ メンタルヘルス対策